

令和 7 年 8 月 1 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	奥山 (奥山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月26日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の市街化調整区域の農地は傾斜地であり水稻を耕作するには好条件とはいえないため、個人農家が傾斜を利用した花木の栽培をおこなっている。現時点では、農地の有効活用、及び保安全管理ができていますが、農地所有者の高齢化にともなう後継者不足により困難になる恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農する農家の増加、遊休農地の増加が懸念されるなか、持続可能な農地利用の仕組みを構築することが課題となっている。農地が耕作放棄地化し住環境の悪化を防ぐためにも地域全体で持続的に農地の活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地を有効活用できる農業者が現れた場合は、農業者の状況を鑑みながら農地の集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
実施する予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を利用したいという農業者が現れた場合には協力する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害用電柵などの管理、整備、補修に関しては今後も継続していく。
③保全管理を含めた農作業の負担軽減を目指しスマート農業機器の導入を検討する。